

事後審査型条件付一般競争入札共通事項（電子入札）
【建設工事】 【測量・建設コンサルタント等業務委託】 【維持業務委託】

桑名市が実施する事後審査型条件付一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

なお、本公告は入札に参加するための共通事項を示すものであり、個々の入札に付する入札参加資格等については、別に公告する。

令和8年4月1日 桑 名 市 長

1 本公告における表記の取扱い

本公告中、各項目の記載に当たっては、全ての入札案件に適用されるものを除き、次の各号に掲げる表題を付して記載する。

- (1) **【建設工事】** 建設工事に係る入札案件に適用されるもの
- (2) **【維持業務委託】** 樹木維持業務委託及び除草業務委託に係る入札案件に適用されるもの
- (3) **【コンサル】** 測量、建築関係コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント業務委託に係る入札案件に適用されるもの
- (4) **【共通】** 前3号に規定の入札案件全てに適用されるもの

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

【共通】

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、申立てをした者であっても、公告の日までに桑名市一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者、又は更生計画の認可の決定若しくは再生計画の認可の決定を受けた者を除く。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は特別清算開始の申立てをしていない者、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、破産手続き開始の申立てをした者であっても、復権した者又は復権の決定を受けた者を除く。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受けるなど、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年11月16日告示第206号）の別表第1に該当しない者であること。
- (7) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者で、契約期間内に入札参加資格を失効する恐れのない者であること。
- (8) 質疑提出期限の日から入札時（開札時）までの期間において、桑名市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 建設業法、測量法、その他の法令及び規則等に違反していない者であること。
- (10) 発注公告に記載した、その他の参加資格要件を満たす者であること。

【建設工事】 【維持業務委託】

- (1) 発注公告に記載した建設業許可業種について、必要な建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有する者であること。

- (2) 対象案件に配置を予定する現場代理人及び建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める資格を有する主任技術者（以下「技術者等」という。）を適正に確保できる者であること。
- (3) 請負契約締結の日以前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写しを提出でき、かつ、契約期間内において経営事項審査の有効期間に空白が生じることのないよう経営事項審査を受審できる者であること。

【コンサル】

- (1) 発注する業務に応じて、測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）第2条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録を有する者であること。
- (2) 対象業務に必要な資格を有する技術者を適正に確保できる者であること。

3 入札参加手続等

事後審査型条件付一般競争入札においては、入札参加資格の確認を開札後に行うため、入札参加のために事前に申請手続を行うことを要しない。参加資格を満たす者は、入札書提出期限までに入札書を提出することで入札参加手続が終了する。ただし、複数の入札に参加しようとする者で、配置可能な技術者等を入札参加件数分確保できないなど、落札候補者となった案件を辞退せざるを得ないケースが想定される者は、開札前までに「落札可能件数届出書」（様式は、発注公告にも掲載）を提出しなければならない。「落札可能件数届出書」を提出しなかった者が、落札候補者を辞退した場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

なお、総合評価落札方式の場合は、発注公告に記載した期限までに「入札参加申請書兼技術評価点申告書」を提出しなければ、入札参加意思がないものとみなし、入札参加できないものとする。

4 設計図書

- (1) 設計図書は、入札情報公開システムから取得すること。
- (2) 紙入札による場合は、発注公告に記載した方法により取得すること。
- (3) 設計図書に対する質問がある場合は、発注公告に記載した期限までに、持参又は電子メールにより、書面で申し出ることができる。

なお、質問に対する回答は、発注公告に記載した期日に、入札情報公開システムに掲載する。

5 現場説明会

現場説明会は原則として行わない。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、事前に発注公告に記載する。

6 配置を予定する技術者等

【建設工事】 【維持業務委託】

- (1) 配置を予定する技術者等は、開札日の前日以前3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。
- (2) 配置を予定する技術者等は、次の(3)又は(4)に該当する場合を除き、開札日の前日において他の案件に従事する技術者等であってはならない。
- (3) 専任を要しない工事において、1人の主任技術者が兼任できる工事の件数は、兼任する工事の契約金額の合計が4,500万円（建築一式工事のみの場合は9,000万円）未満の場合に限り、他の官公庁（※）発注の工事を含む3件まで兼任を認める。ただし、兼任する工事の契約金額が

全て500万円未満である場合は、本号による制限の対象外とする。

- (4) 「樹木維持」及び「除草」業務においては、2件まで現場代理人の兼任を認める。ただし、「工事」の現場代理人は専任であるため、「樹木維持」又は「除草」業務と「工事」の現場代理人の兼任は認めない。
 - (5) 入札書を提出した後、開札前までの間に他の案件を受注したことにより配置を予定していた技術者等を配置できなくなった場合は、直ちに辞退届を提出し、当該入札を辞退しなければならない。ただし、入札参加資格確認資料を提出する際は、配置予定の技術者等を複数名届け出ることができる。
 - (6) 落札候補者の入札参加資格の審査において、（一財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（CORINS）等により配置を予定する技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、当該落札候補者のした入札を失格とする。
- ※ 官公庁とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村及び建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約第3条第1項第10号に規定する公共機関等を指す。

【コンサル】

- (1) 配置を予定する技術者等は、開札日の前日以前3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。
- (2) 配置する技術者は、業種に応じてそれぞれ次のとおり設定する。
 - ア「測量」及び「地質調査」業務の場合は「主任技術者」及び「現場代理人」
 - イ「建築関係コンサルタント」業務の場合は「管理技術者」及び「主任担当技術者」
 - ウ「建設コンサルタント」業務の場合は「管理技術者」及び「照査技術者」
 - エ「補償コンサルタント」業務の場合は「主任技術者」
- (3) 「測量」及び「地質調査」業務においては、2件まで現場代理人の兼任を認める。
- (4) 「建設コンサルタント」業務においては、管理技術者と照査技術者の兼任を認めないが、「測量」又は「地質調査」業務においては、発注公告に記載した場合に限り、主任技術者と現場代理人の兼任を認める。
- (5) 管理技術者及び主任技術者については、手持ち業務の件数を桑名市発注業務において3件以内とする（随意契約による業務及び予定価格50万円以下の業務を除く。）。

なお、業務の内容により、他の技術者について制限を設ける場合は、発注公告に記載する。
- (6) 入札書を提出した後、開札前までの間に他の案件を受注したことにより配置を予定していた技術者等を配置できなくなった場合は、直ちに辞退届を提出し、当該入札を辞退しなければならない。ただし、入札参加資格確認資料を提出する際は、配置予定の技術者等を複数名届け出ることができる。
- (7) 落札候補者の入札参加資格の審査において、（一財）日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）等により配置予定の管理技術者等について手持ち業務制限数の超過等が確認された場合は、当該落札候補者のした入札を失格とする。

7 入札書に関する事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を含まない金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書には、電子入札システムにより、入札金額、くじ入力番号、その他必要な事項を入力すること。
- (3) 紙入札による場合、入札書は発注者が指定する様式により作成するものとし、入札価格、入

札日（開札日）、工事（業務）名、施工（業務履行）場所及び入札者の住所・氏名を記入し、届出印で押印すること。また、くじ入力番号を記入すること。

8 入札方法

- (1) 入札は電子入札システムによるものとし、発注公告に記載した期限までに入札書と内訳書を提出すること。
- (2) 紙入札による場合、入札書は持参に限るものとし、発注公告に記載した期限までに提出すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。
- (4) 電子入札システムに障害が発生し、入札（開札）事務が不可能となった場合、発注者は、入札（開札）の延期、中止又は桑名市郵便入札取扱要綱（平成16年桑名市告示第21号）の規定による郵便入札への移行などの処置を行うことができるものとする。

9 入札書に添付する内訳書

- (1) 発注者が指定した内訳書を必ず提出すること。
- (2) 内訳書の合計金額は、必ず入札金額と同額とすること。
- (3) 内訳書は、入札書を提出する際に必ず添付（紙入札による場合は同封）すること。
- (4) 内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の提出又は積算根拠の説明を求めることがあり、入札者はこれに応じなければならない。

10 入札の無効又は失格

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札者が同一の入札で2以上の入札をしたとき
- (2) 入札に際して談合等の不正行為があったとき
- (3) 開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさなかったとき
- (4) 入札書に記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札（紙入札による場合は記名押印のない入札）
- (5) 入札金額を改ざんした、又は訂正した入札
- (6) 入札書に指定された項目を入力せず、若しくは不要な項目を入力した、又は入力不明確な入札（紙入札による場合は、指定された事項が記載されていないとき、又は入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札）
- (7) あらかじめ指定した日時までに入札書が到着しないとき
- (8) 発注者が指定した内訳書が添付（紙入札による場合は同封）されていないとき
- (9) 不備のある内訳書を提出したとき
- (10) 入札書に記載された金額と内訳書に記載された金額が異なるとき
- (11) 電子証明書の不正な使用があったとき
- (12) 紙入札による場合は、封筒に指定された事項の記載及び押印がされていないとき
- (13) 紙入札による場合は、封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき
- (14) 分割発注において、落札候補者となった者のその後の入札
- (15) 落札候補となった件数が、落札可能件数に達した者のその後の入札
- (16) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき

11 開札

- (1) 開札は、発注公告に記載した日時及び場所で行う。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、

最低価格で入札した者（総合評価落札方式の場合は、技術評価点と価格評価点を合算した評価値の最も高い者）を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了する。

12 開札立会人

- (1) 開札に当たっては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。ただし、電子入札の場合において、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (2) 入札参加者が立ち会いを希望する場合は、開札に立ち会うことができる。
- (3) 開札の立ち会いを希望する者は、開札日の前日（市役所の閉庁日を除く。開庁時間中。）までに発注担当課へ申込みをしなければならない。
- (4) 入札参加者が立ち会いを行う場合において、代表者以外の方が代理人として開札に立ち会う場合は、立会人委任状を提出しなければならない。

13 入札参加資格確認資料の提出

- (1) 落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）及び次の確認資料を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

【建設工事】 【維持業務委託】

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件総括表（様式第2号）
- ② 建設業の許可証明書等の写し
- ③ 経営事項審査結果通知書の写し
- ④ 営業所（特定営業所）専任技術者証明書の写し、経營業務の管理責任者証明書の写し
- ⑤ 同種工事（業務）の施工（履行）実績届出書（様式第3号）
- ⑥ 配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者届出書（様式第4号）
- ⑦ 配置予定の主任（監理）技術者の工事（業務）経験届出書（様式第5号）
- ⑧ 配置予定技術者の手持ち工事（業務）状況届出書
- ⑨ その他、入札参加資格を確認するために発注公告に記載した資料

※1 ②について、支社、支店又は営業所で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、当該支社、支店又は営業所が発注対象業種の建設業の許可を有することを証明する書類を提出すること。

※2 「樹木維持」及び「除草」業務において現場代理人を兼任配置する場合は、上記に加え、「現場代理人兼任届」を提出すること。

【コンサル】

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件総括表（委託業務用）
- ② 対象業務の登録を受けていることを証する書類の写し
- ③ 同種業務の履行実績届出書（委託業務用）
- ④ 配置予定技術者届出書（委託業務用）
- ⑤ 配置予定技術者の業務経験届出書（委託業務用）
- ⑥ 配置予定技術者の手持ち業務件数届出書（委託業務用）
- ⑦ その他、入札参加資格を確認するために発注公告に記載した資料

※1 ②について、建築士法又は測量法に基づく登録を受けている場合において、支社、支店又は営業所で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、当該支社、支店又は営業所が法の登録要件を満たすことを証する書面を提出すること。

※2 「測量」及び「地質調査」業務において現場代理人を兼任配置する場合は、上記に加え、「現場代理人兼任届」を提出すること。

- (2) 確認申請書及び確認資料は、落札候補者が持参し提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 確認申請書及び確認資料の提出期限は、提出を求められた日の翌日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く。開庁時間中。）以内とする。
- (4) 落札候補者が前項の期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合は、入札参加資格要件を満たしていないものとみなし、当該落札候補者のした入札を失格とする。この場合において、次に低い価格をもって入札をした者（総合評価落札方式の場合は、次に評価値の高い者。以下「次順位者」という。）を新たに落札候補者とし、確認申請書及び確認資料の提出を求める。

14 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者と決定する。この場合において、他の入札参加者の入札参加資格審査は行わない。

なお、総合評価落札方式の場合は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した上で、評価値を再評価（事後評価）し、落札者を決定する。
- (2) 落札候補者となるべき者が複数いる場合は、桑名市建設工事等電子入札実施要綱（平成22年桑名市告示第169号）第13条の規定により、開札時に電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合は、当該落札候補者のした入札を失格とし、次順位の落札候補者から適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、入札価格が同じ者（総合評価落札方式の場合は、評価値が同じ者）が複数いる場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (4) 前2号の電子くじによる手続きが困難な場合は、桑名市郵便入札取扱要綱第10条の規定に準じて落札候補者を決定する。
- (5) 落札者を決定した場合は、速やかに落札者に通知する。
- (6) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合は、その結果を当該落札候補者に通知する。
- (7) 前号の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（市役所の閉庁日を除く。執務時間中。）に書面によりその理由について説明を求めることができる。
- (8) 前号の説明を求められた場合は、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内（市役所の閉庁日を除く。）に、書面により回答する。

15 入札保証金

免除とする。

16 契約保証金

契約保証金が必要な場合は、発注公告に記載する。この場合において、契約保証金額は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、本公告第2項第2号に規定する再審査に係る認定を受けた者（裁判所が更生計画又は再生計画の認定を決定するまでの間に限る。）、又は桑名市低入札価格調査実施要綱（平成24年告示第104号）に規定する調査基準価格を下回る者と契約する場合の契約保証金は、契約金額の100分の30以上とする。

17 契約書の作成

請負者において作成する。

18 予定価格

予定価格は、事前に発注公告に記載する。

19 最低制限価格

- (1) 最低制限価格を設定する場合は、その設定方法等を事前に発注公告に記載する。
- (2) 最低制限価格（総合評価落札方式の場合は失格基準価格）を下回った入札は、失格とする。
- (3) 最低制限価格の設定方法として変動型最低制限価格を採用した場合で、落札候補者の入札参加資格を審査した結果、入札が失格となった場合であっても、当該入札の失格をもって最低制限価格の計算の結果に影響を及ぼさないものとする。

【建設工事】

20 議会の議決に付すべき契約について

- (1) 桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第53号）第2条に該当する契約（予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負）については、議会の議決を経るまでは仮契約を締結し、議会の議決がなされたとき、これを本契約とみす。
- (2) 仮契約の締結後、桑名市議会の議決を得るまでの間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員を含む。）が、会社更生法若しくは民事再生法に基づく申立てがなされた場合又は桑名市から指名停止を受けた場合など、契約の相手方としてふさわしくない事態が生じた場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。

21 虚偽記載があった場合の措置

確認資料に虚偽の記載が認められた場合は、桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年桑名市告示第159号）に基づき指名停止の措置を講じることがある。

【建設工事】【維持業務委託】

22 建設業退職金共済事業制度の掛金収納書の提出

建設業退職金共済事業（建退共）制度に加入している者は、金融機関で共済証紙を購入し、発注者名及び工事（業務）名を記入して、「掛金収納書（契約者が発注者へ）」を監督職員に提出すること。ただし、建退共制度に関することについては、下記の連絡先に問い合わせること。

建設業退職金共済制度事業本部 三重県支部

津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館内

TEL 059-224-4116 FAX 059-228-6143

【建設工事】【コンサル】

23 受注登録

- (1) 契約金額500万円（税込）以上の工事を請負った場合は、（一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録し、「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。
- (2) 契約金額100万円（税込）以上の委託業務を受注した場合は、（一財）日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録し、「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

24 入札の中止等

- (1) 開札前に談合情報が寄せられた場合は、桑名市入札調査委員会の審議により、入札（開札）の延期又は中止等の措置を講じることがある。

- (2) 天災その他止むを得ない事由により入札（開札）を行うことができないときは、入札（開札）を延期又は中止することがある。
- (3) 前各号の場合において、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札参加に係る一切の費用は補償しない。

25 その他

- (1) 本公告及び発注公告に記載のない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、桑名市契約規則（平成16年規則第55号）、桑名市郵便入札取扱要綱その他法令及び規則並びに要綱等の定めるところによる。
- (2) 下請施工又は再委託を必要とする場合のほか、資材の購入、建設機械の購入又はレンタル等は、可能な限り市内業者へ発注するように努めること。
- (3) 桑名市入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、下請負契約締結の日以前1年以内に贈賄、競売入札妨害、談合及びあっせん利得処罰法違反行為により逮捕又は起訴されたとき、又は独占禁止法に違反し契約先として不相当と認められるときは、下請負契約の締結については十分考慮すること。
- (4) 入札参加資格を満たさないことが明白であるにもかかわらず入札に参加し、入札妨害と認められる場合は、口頭又は書面により警告する、若しくは指名停止等の措置を講じることがある。
- (5) 提出書類の作成、見積り、郵送その他入札参加に係る一切の費用は補償しない。